

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託契約書

1 委託業務の名称 甲府市立小学校給食調理・配送業務

2 履 行 場 所 (1) 甲府市立里垣小学校 (単独調理校)
(2) 甲府市立甲運小学校 (単独調理校)
(3) 甲府市立玉諸小学校 (単独調理校)
(4) 甲府市立伊勢小学校 (調理対象校)
甲府市立湯田小学校 (配送対象校)
(5) 甲府市立東小学校 (調理対象校)
甲府市立善誘館小学校 (配送対象校)

3 履 行 期 間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 契 約 金 額 金_____円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円

契約締結後、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者はこの契約を何ら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払う。

5 契 約 保 証 金

6 支 払 方 法 別紙1の小学校給食調理・配送業務委託料支払計画による

甲府市教育委員会(以下「発注者」という。)と_____ (以下「受注者」という。)
とは、上記の委託契約について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、発注者が定めた「甲府市立小学校給食調理・配送業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託業務の種類)

第 2 条 発注者が、受注者に委託する業務内容及び経費の分担は、別に仕様書に定める。

(業務工程表)

第 3 条 受注者は、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は、受注者と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 4 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承

させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 5 条 受注者は、業務の全部、又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは代行させ、又は学校給食施設等を使用、若しくは利用させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(業務の調査等)

第 6 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の実施状況について随時に調査し、又は必要な報告を求める。なお、改善事項等がある場合は、受注者が選任した業務責任者（以下「責任者」という。）と随時協議するものとする。

2 受注者は、前項の規定による協議で決定された履行内容を遵守しなければならない。

(学校栄養教職員等の作業確認)

第 7 条 発注者は、学校栄養教職員等により作業確認をするものとする。受注者は、責任者を通して、すべての調理業務従事者等に履行場所の学校長及び学校栄養教職員等の意見を伝え、学校との意思疎通を図る。なお、発注者が開催する学校給食を向上させるための会議等に参加すること。

(仕様書と履行内容が不適合の場合の義務)

第 8 条 受注者は、委託業務の履行内容が仕様書に適合しない場合において、発注者がその改善を求めた場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、契約金額の増額等を請求することはできない。

(業務内容の変更等)

第 9 条 発注者は、必要に応じて業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(受注者の義務)

第 10 条 受注者は、調理業務従事者等に対し、法令等に基づくすべての義務を負うものとする。

(報告義務)

第 11 条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合。

(2) その他、委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合。

2 受注者は、委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(学校給食施設等の使用)

第 12 条 受注者は、仕様書に基づき学校給食施設等を使用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、最善の注意を払い、学校給食施設等を使用し、維持管理すること。

(2) 受注者が学校給食施設等に変更を加えようとする場合、事前に文書による発注者の承諾を得ること。

2 受注者は、業務の遂行上必要な学校給食施設等の新たな補充又は追加を必要とする場合は、発注者に文書をもって申し入れるものとし、発注者と受注者が両者協議の上決定する。

3 発注者は、受注者の業務遂行上、学校給食施設等の補修が必要となった場合、受注者からの請求により補修等を行う。

(学校給食施設等の返還)

第 13 条 契約期間満了、解約その他の事由により契約が終了した場合、受注者は、発注者に対し、学校給食施設等を終了時における現状有姿で引き渡すものとする。ただし、受注者の所有物については、受注者が契約終了までにこれを搬出するものとする。

(貸与する設備並びに備品)

第 14 条 発注者が受注者に貸与する設備並びに備品（以下「貸与品」という。）は無償とする。

2 前項の品名、数量、品質、規格及び引渡し場所並びに引渡し時期は別に定める。

3 受注者は、貸与品を業務の履行以外の目的に使用してはならない。

4 発注者は、受注者の立会いの下、貸与品の引渡しを行うものとする。

5 受注者は、引渡しにあたり、品名、数量、規格等が仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

6 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、直ちに発注者に受領書を提出しなければならない。

7 受注者は、貸与品の引渡しを受けた後、当該貸与品に引渡しの際、発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

8 発注者は、受注者から第 5 項又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品に代えて、他の貸与品を引渡し、貸与品の品名、数量、規格等を変更し、又は理由を明示した書面により貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

9 受注者は、貸与品を最善の注意を払い管理しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失によって、貸与品を滅失し若しくはき損したときは、原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務に要する経費の負担)

第 15 条 業務に要する電気、ガス、上下水道料金については、発注者の負担とする。

(給食配送車両)

第 16 条 受注者が配送業務に使用する給食配送車両は、受注者の費用負担とし、発注者の承認を得たものでなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第 17 条 受注者は業務の履行及び実施について発注者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。ただし、その原因が発注者又は天災その他の不可抗力に起因する場合はこの限りでない。

2 発注者が当該第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、受注者は、発注者からの求償に応じなければならない。

(保 険)

第 18 条 受注者は、食中毒賠償責任保険（これに準ずるものを含む。）に加入しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに発注者に提出しなければならない。

(検 査)

第 19 条 受注者は、月毎の業務を完了したときは、発注者に対して月毎に業務完了届を速やかに提出し、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による業務完了届を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に発注者の指定する検査員により、受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による検査の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第 20 条 委託料は月毎（8 月及び 9 月分は合算とする。以下同じ。）に支払いを行うものとする。

2 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって委託料の支払いを請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定により受注者からの委託料の請求があったときは、その内容を審査し、請求を受けた日から 30 日以内に受注者に委託料を支払うものとする。

4 契約が契約期間の途中で解除されたときは、当該解除された日の属する月の委託料の額は、仕様書に定める日割計算の方法により算定された額とする。

5 発注者は、学校行事や台風、大雪、地震などの天災地変、新型コロナウイルス等の感染症の流行等により必要と認めるときは、仕様書に規定する給食を実施する基本日数（以下「給食基本日数」という。）に関わらず給食を実施しないことができる。この場合において、各年度の給食を実施した日数が各年度の給食基本日数に満たないときは、当該満たない日数について、仕様書の定めるところにより、委託料を減額する。この場合、協議によって減ずる額を増減することができる。

(委託料の減額及び支払停止について)

第 21 条 別紙 2 に定める委託料の減額及び支払停止に従い、発注者は受注者にペナルティを課すことができる。

(準備期間の経費)

第 22 条 契約締結時から令和 8 年 3 月 31 日（業務開始の前日）までの受託準備に必要な経費については受注者の負担とする。

(契約保証金)

第 23 条 契約保証金は、甲府市契約規則第 34 条の規定によるものとする。

(災害時の協力)

第 24 条 受注者は、大規模災害時における避難住民等への炊き出し等について、甲府市と別途協定を締結し協力を行うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても契約の履行に着手しないとき。
- (2) 契約期限内に完了しないとき又は契約期限経過後相当の期間内に契約の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 25 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行を完了できないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第 27 条又は第 27 条の 2 の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（甲府市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 25 条の 3 第 25 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 26 条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （1）第 25 条又は第 25 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - （2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- （1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - （2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - （3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項の規定は適用しない。
- 4 第 1 項の場合（第 25 条の 2 第 7 号及び第 8 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の解除権及び公正入札違約金)

第 26 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

3 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

4 第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の催告による解除権)

第 27 条 受注者は、発注者が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 27 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約内容を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5(履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 27 条の 3 第 27 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 28 条 発注者は、契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければな

らない。

（契約不適合責任）

第 29 条 発注者は、引き渡された契約目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

（秘密の保持）

第 30 条 発注者及び受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 発注者及び受注者は、この契約による業務従事者に対して、前項の規定を遵守することを事前に指導し、徹底させなければならない。

（個人情報の取扱い）

第 31 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより、個人の権利利益を侵すことがないよう最大限努めなければならない。また、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（法令等の遵守）

第 32 条 受注者は、この契約書及び仕様書に定めるものの外、学校給食法、食品衛生法、労働関係法令等業務に必要な諸法令等を全て遵守しなければならない。

（契約の費用）

第 33 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義についての協議）

第 34 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関する事項について、発注者と受注者の間に疑義が生じた場合は、甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月 26 日規則第 66 号）、甲府市財務規則（昭和 62 年 1 月 20 日規則第 1 号）によるほか、その都度発注者と受注者で協議し、円滑に解決を図るものとする。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、発注者と受注者が各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市教育委員会
教 育 長 松 田 昌 樹

受注者